

災害時における応急対策業務に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と道北電気工事協同組合富良野支部（以下「乙」という。）は、富良野市内で災害が発生すると予測され、又は発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、甲の応急対策業務に関する乙の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における甲が所有する公共建築物の機能の確保及び回復のほか、甲が必要と認める災害応急対策活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- （1）被災する恐れがある又は被災した甲が所有する施設の設備等の応急措置及び復旧に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請）

第3条 前条の協定による要請は、次の各号に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に災害応急対策業務協力要請書を提出するものとする。

- （1）出動場所
- （2）災害の状況
- （3）応急対策業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事情がない限り、他の業務に優先して当該要請に応じるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請した応急対策業務を実施したときは、次に掲げる事項を明確にした災害応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- （1）従事期間
- （2）従事者数
- （3）使用資機材の種類及び数量
- （4）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が甲の要請による応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲乙は、定期的にこの協定に係る各種情報を交換し、災害時に円滑な運用が出来るよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成23年12月1日から平成24年11月30日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野市若葉町6番15号
道北電気工事協同組合 富良野支部
支部長 一戸 雄司

(別記様式第1号及び別記様式第2号 省略)